

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 59
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

令和2・3年度「感染防止補助金」 令和3年度「継続支援補助金」

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

現在厚労省より、令和2年度もしくは令和3年度の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」および「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」について、標記の報告を求める文書が会員医療機関へ届いており、多数の相談を受けております。

補助金の返還が不要な場合であっても報告が必要です。

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について、当該交付要綱6の(9)の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円
- 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

令和3年度消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定があった令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金について、当該交付要綱5の(5)の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円
- 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

★問い合わせ先

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター
0120-974-036（受付時間は平日9:30～18:00）



★当会では記載方法やひな型、書類ダウンロードなどの案内を郵送にて行っております。

送付をご希望の先生は協会事務局 FAX(0859-24-3066)までご返信ください。

会員医療機関名	先生のお名前